平成２８年（フ）第８９５号
横浜市港南区港南１丁目９番32号　第六藤美ハイツ202
債務者　須藤　正成
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９００号
横浜市旭区左近山16番地の８　左近山団地１街区11棟303号
債務者　奈良いづみ
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１２２号
横浜市西区西平沼町１番12―602号
債務者　長澤　憲子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１２７号
神奈川県藤沢市西富２丁目22番37号　富士ハイツ103号
債務者　宮崎　謙一
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８９号
栃木県宇都宮市竹林町502番地　上総ビル302
債務者　菊地　真美
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０２号
静岡県磐田市豊浜中野９番地
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
釧路市昭和中央６丁目20番７号　エステートｉｎアヴァンセ105
債務者　伊達　弘美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４１８８号
埼玉県所沢市有楽町４－１－303　煉瓦館72シャトーフカイ
債務者　高木　美佳
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１９３号
東京都杉並区永福３丁目５－７
債務者　高橋　朋代
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１９６号
東京都足立区梅田２丁目４―17―1402
債務者　マクドナルド　直子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９６１号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地15棟407号
債務者　吉井　徹哉
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９３号
横浜市泉区岡津町2199番地４　緑園シティハウス105号
債務者　栗田　和代（旧姓眞邉・武田・末木）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３号
沖縄県沖縄市字桃原340番地６　ビバハイツ東邦３－Ｃ
債務者　翁長　信幸
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第６７号
沖縄県うるま市与那城照間600番地２
債務者　山内　葉月（旧姓米江）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第８０号
沖縄県沖縄市上地１丁目３番49号　金城住宅２Ｆ
債務者　百谷奈央子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部